

# 令和４年度入学者選抜 新型コロナウイルス感染症対応選抜第２日程募集要項

福島県立川口高等学校  
〒968-0011  
福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢2434-2  
電話番号 (0241) 54-2154

新型コロナウイルス感染症対応選抜第２日程は、後期選抜終了後、定員を充足しない場合に実施する。

## 1 募集定員

別に公告した募集定員から、前期選抜及び後期選抜の合格者数を除いた数とする。

## 2 出願資格

新型コロナウイルス感染症対応選抜第１日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第１日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者

## 3 通学区域

通学区域は、実施要綱の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。なお、学区外からの出願については、本要項「7-1 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）」「7-2 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）」を参照すること。

## 4 出願期間

令和４年３月24日（木）とする。受付時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、午後４時までに関係中学校長からの申し出があり協議した結果、志願者に特別な事情があると認められた場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

## 5 出願方法及び出願に必要な書類

次の(1)～(5)の書類を高校教育課ホームページからダウンロードして使用し、３月24日（木）に中学校長を通して本校校長へ提出する。本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第２日程受験許可証兼受験票」を交付する。

### (1) 入学願書

前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを裏面に貼付する。また、定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

### (2) インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

### (3) 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、提出を免除することがある。

### (4) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第２日程受験許可証兼受験票

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

### (5) 入学検定料納付済証明書用紙

新型コロナウイルス感染症対応選抜第２日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（実施要綱様式統一５号）を出願に際して本校校長に提出できる。提出できる者は、不登校による欠席日数が１年間で３０日以上とするが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。また、保健室等登校であった者も、その日数が１年間で３０日以上の場合提出できるが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし提出する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和４年３月２４日(木)午前９時から午後４時までとする。

### 7-1 学区外からの出願（学区内への一家転住等の場合）

- (1) 県外からの志願者は、本要項「５ 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通２号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

※ 事前に本校へ連絡し、入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙等、必要書類の送付を受けること。

- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、本要項「５ 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を合わせて提出する。

- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

### 7-2 学区外からの出願（学区内に身元引受人を依頼する場合）

町寮「若桐寮」への入寮希望者は下記により出願する。

本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

- (1) 出願方法

本要項「５ 出願方法及び出願に必要な書類」に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。

- ① 県内からの出願の場合

○ 身元引受人の「住民票の写し」

② 県外からの出願の場合

- 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱様式共通 2 号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- 身元引受人の「住民票の写し」

(2) その他

- ① 上記により本校へ入学する者については、入学までに、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を本校に提出する。

- ② 福島県大沼郡金山町教育委員会教育長（以下「金山町教育委員会教育長」という。）が身元引受人となることが認められている場合、身元引受人の「住民票の写し」は金山町教育委員会から直接学校へ提出されるため、志願者からの提出は不要とする。

## 8 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

| 調査書                                                           | 面接                                                             | 作文                                                          |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 190点満点とする。<br>「各教科の学習の記録」は135点満点とする。<br>「特別活動等の記録」は、55点満点とする。 | 個人面接を実施する。<br>面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含み、段階評価する。 | 作文を実施する。<br>あるテーマについて600字以内で自分の考えを述べる作文とする。作文については、段階評価とする。 |

## 9 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日 時 令和 4 年 3 月 25 日（金）

受 付 : 午前 8 時 25 分～午前 8 時 35 分

作 文 : 午前 9 時～午前 9 時 50 分

面 接 : 午前 10 時～

- (2) 会 場 福島県立川口高等学校

- (3) 持ち物 新型コロナウイルス感染症対応選抜第 2 日程受験許可証兼受験票、上履き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

- (4) 持込禁止 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類

## 10 合格者発表

- (1) 令和 4 年 3 月 28 日(月)午後 3 時以降に本校で発表する。

- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 1 1 その他

### (1) 入寮を希望する場合

寄宿舍「学校寮」、町寮「若桐寮」への入寮を希望する者は、本校ホームページにある「入寮要項」を確認の上、出願時に「入寮願」を併せて提出すること。

町寮「若桐寮」への入寮には、出願までに金山町教育委員会教育長が「身元引受人」となることの手続きが必要となるので、注意すること。

### (2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。